

添付資料 1

議常第12号に関する説明資料

産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法等による規制について

<建築基準法第51条> (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

<建築基準法施行令第130条の2の2> (位置の制限を受ける処理施設)

1 法第51条 本文(法第87条第2項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 産業廃棄物処理法施行令第7条第1号 から第13号の2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設
ロ (略)

<産業廃棄物処理法施行令第7条> (産業廃棄物処理施設)

1 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。
(一～八、九～十四 (略))

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

建築基準法施行令第130条の2の2第2号イに規定する産業廃棄物処理施設
 (廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設)

	産業廃棄物処理施設の種類	処理規模 (工場・工専地域以外)	処理規模 (工場・工専地域)
1	汚泥の脱水施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設 天日乾燥	10m ³ ／日を超えるもの	20m ³ ／日を超えるもの
		100m ³ ／日を超えるもの	120m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	10m ³ ／日を超えるもの
4	廃油の油水分離施設	10m ³ ／日を超えるもの	30m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1m ³ ／日を超えるもの 又は 200kg／h以上のもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	4m ³ ／日を超えるもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ ／日を超えるもの	60m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超えるもの	6t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	1t／日を超えるもの
8の2	木くず(事業活動に伴って生じたものに限る) 又はがれき類の破碎施設	5t／日を超えるもの	100t／日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む 汚泥のコンクリート固形化施設		4m ³ ／日を超えるもの
10	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設		6m ³ ／日を超えるもの
10の2	廃水銀等の硫化施設		
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解施設		8m ³ ／日を超えるもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 の溶融施設		
12	廃PCB等、PCB汚染物 又はPCB処理物の焼却施設		0.2t／日を超えるもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物 の分解施設		0.2t／日を超えるもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物 の洗浄施設又は分離施設		0.2t／日を超えるもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3, 5, 8, 12に掲げるものを除く)	200kg／hを超えるもの 又は 火格子面積2m ² 以上のもの	6t／日を超えるもの
14	産業廃棄物の最終処分場	イ 6条第1項3号ハ(1)～(5) 及び6条の5第1項3号イ(1)～ (7)の埋立処分用の場所	
		ロ 安定型産業廃棄物の埋 め立て処分用(水面埋立地除く)	
		ハ イ以外の産業廃棄物の 埋立処分用	

※処理規模については、建築基準法第51条の適用を受けることになる数値(処理能力)を記載

※工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものは除く

三菱MRC40JG



三菱自走式破碎機

MRC40JG



新キャタピラー三菱

、容易な作業へ機能充実。再資源化に、減容化に、高い生産性を

破砕効率を高める回転グリズフィーダ

破砕現場で実績のある回転グリズフィーダを単独用に改良し、原料の安定した連続供給を実現します。フィーダの回転により、原料がすりかき取られるため、破砕効率と処理能力が大いにアップ。同時に、クラッシュ倉への寿命も延長します。

- フィーダ定速制御装置で原料の安定した送りを実現。
- フィーダ油室はダイヤルで簡単に調整可能。
- スリを分別して排出するサイドヘルコン（オプション）を備える。

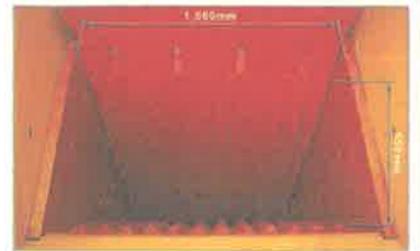
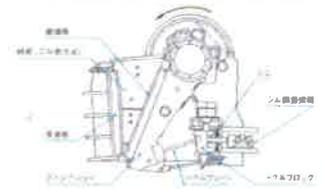
ホッパ寸法



40×22インチ大容量クラッシュャ

大型自然石破砕プラントで培った破砕技術を生かし、新開発されたジョークラッシュャを搭載。コンクリートはもちろん、自然石、玉石も強力に破砕します。

- クラッシュャ速度はダイヤルで簡単に調整できます。
- クラッシュャ内の調整用スリに立上り正転 逆転スイッチを装備。



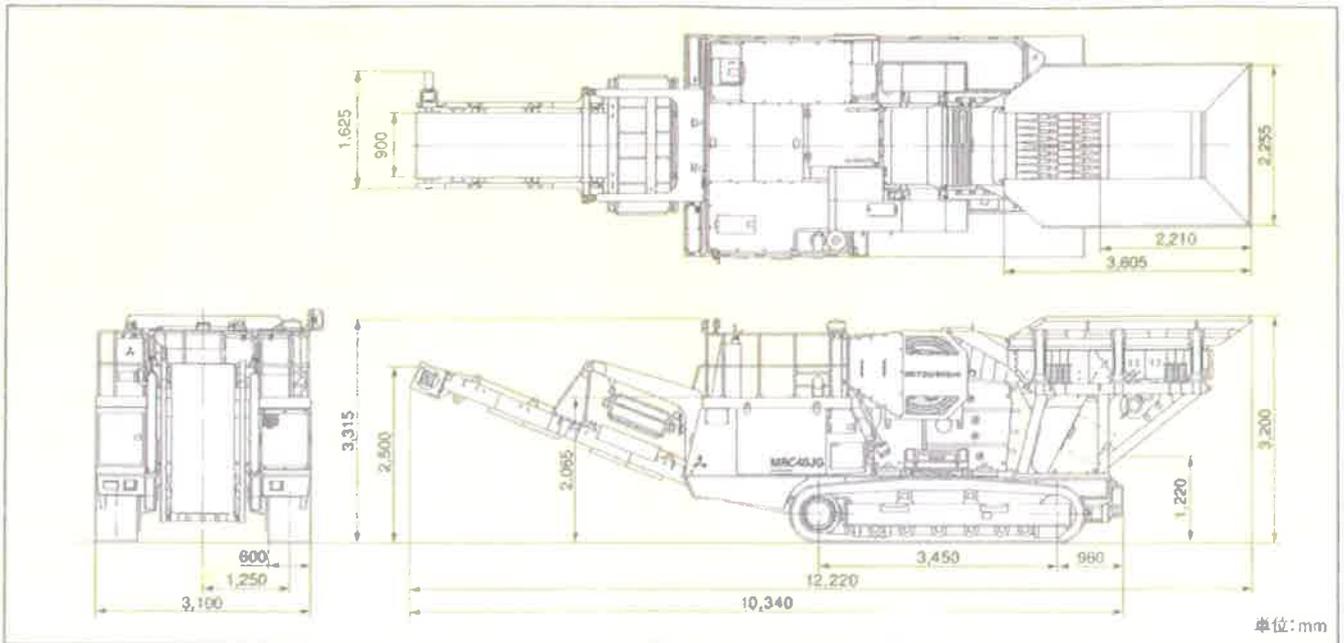
- ◎破砕能力：93～214 ton/h（すり抜き分を含みます）
- ◎破砕サイズ：50～110mm
- ◎最大供給寸法：1,000×800×450mm



クラス最大馬力（160PS/2,200rpm）
三菱8D16-TE1型ディーゼルエンジン

CAT油圧ショベルREGA 322Bの高荷重性
トラックシステムを標準

■外形図



単位:mm

■仕様

主要寸法	総質量	35.0t	
	全長	12,220mm	
	全幅	3,100mm	
エンジン	形式	ディーゼルエンジン 三菱6D16-TE1	
	定格出力/回転数	132kW (180ps) / 2,200min ⁻¹ (rpm)	
走行ユニット	形式	履帯方式	
	履帯幅	600mm	
	接地幅	0.85kg/cm ²	
	履帯中心距離	2,500mm	
	走行速度	3.0km/h	
	最大登坂角度	25deg	
破砕装置	形式	シングルトルグルジョー	
	サイズ	40in×22in	
	破砕能力(ズリ抜き部分含む)	93~214t/h	
	破砕サイズ設定幅	50~110mm	
燃料量	燃料タンク	350ℓ	
	作動油タンク	315ℓ	
その他	フィーダ	形式	バランスウエイト式振動フィーダ
		駆動方式	油圧駆動
		ホッパー容量	2.6m ³
	ベルトコンベア	駆動方式	油圧駆動
		ベルト幅	900mm
		地上高	2,500mm
	(オプション) 磁選機	形式	永久磁石オーバーバンド
	(オプション) サイドベルトコンベア	駆動方式	油圧駆動
		ベルト幅	450mm

オプション

本体の油圧を利用して、簡易プラントを構成できます。

磁選機

- 400ガウス(距離200mm)の強力型。
- 鉄筋の左右排出が可能。

サイドベルトコンベア(ズリ排出ベルトコンベア)

- コンベア幅×長さ: 450mm×3m。
- 左右装着可能。移動時は新たにたんで収納可能。

ラジコン(小型携帯送信機)

- 機能: クラッシャー・ベルトコンベア・フィーダの起動停止。
- 積込機のオペレータによるワンマンコントロールが可能。

二次ベルコン

- 7mタイプ: ベルト幅600mm/最大排出高さ2,810mm
- 10mタイプ: ベルト幅600mm/最大排出高さ3,800mm

振動ふるい

- ふるい枠サイズ: 1,200×2,400mm
- スクリーン: 40mm(標準)



小型携帯送信機



磁選機



サイドベルトコンベア



本社: 東京都世田谷区用賀四丁目10-1 〒158-8530 TEL.03-5717-1121

教育センター: 神奈川県相模原市田名3700 〒229-1192 TEL.042-763-7138

●資格(車両系建設機械運転技能講習・大特免許)取得のご相談は各教育センターへ

エス・シー・エム教育所株式会社(労働基準局長指定教育機関)

相模原教育センター: 042-763-7103 秋葉教育センター: 0494-24-7319 多摩教育センター: 0471-33-2126

近畿教育センター: 0726-41-1121 明石教育センター: 078-942-6955

労働安全衛生法に基づき建設機械の運転には

●機体重量3トン未満の場合には事業者が実施する「小型車両系建設機械運転技能特別教育」の修了が必要です。

●機体重量3トン以上の「車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削・解体)の運転」には指定教育機関の行う「技能講習」を受講し修了証の取得が必要です。

CATERPILLAR(キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。

三菱、三菱重工、MITSUBISHIは、いずれも三菱重工業(株)、三菱化学工業(株)より使用許諾を受けている商標です。

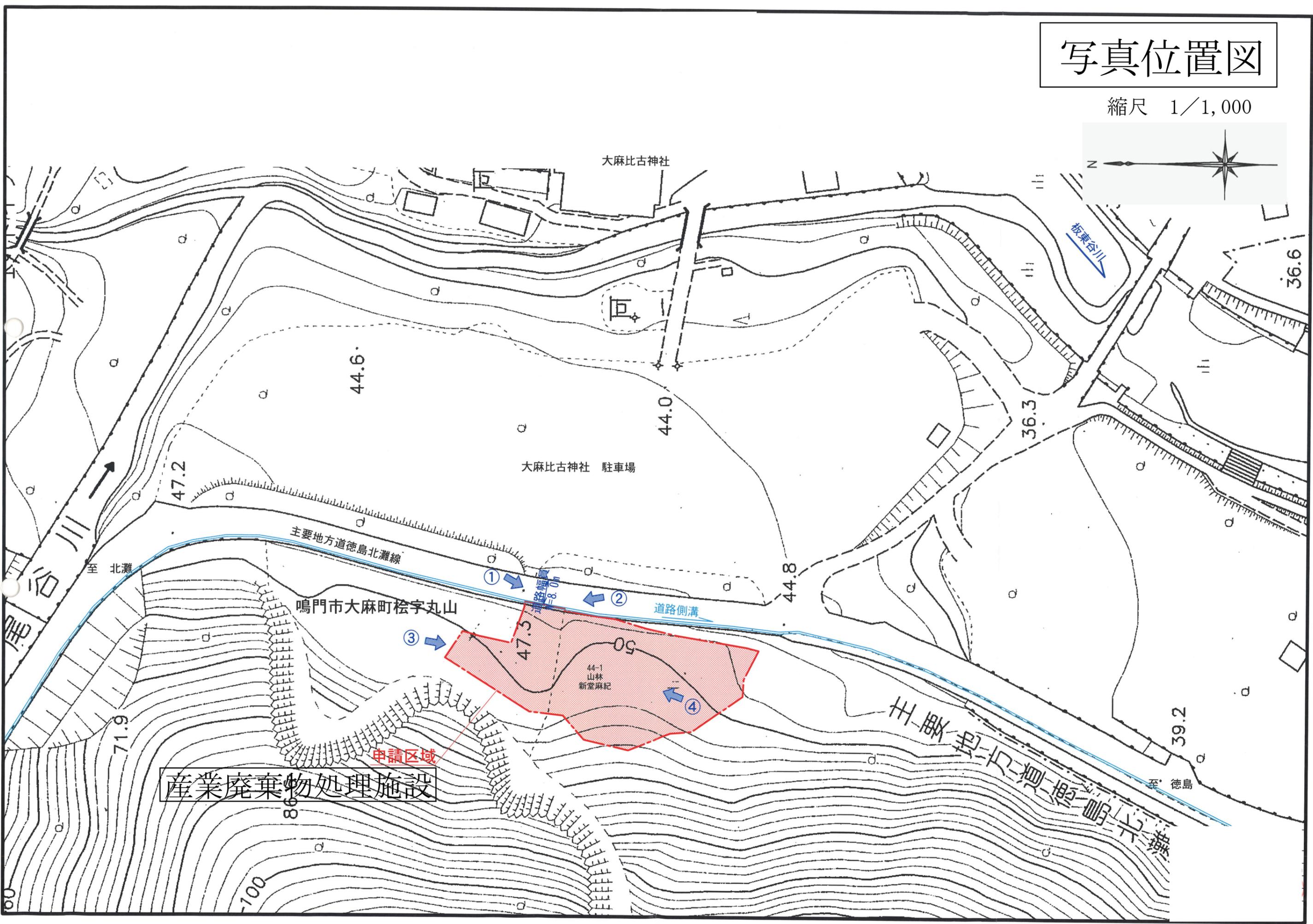
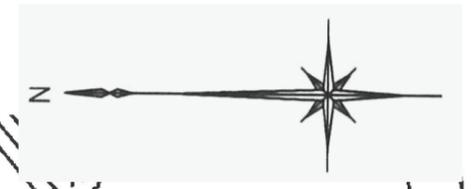
掲載写真は標準仕様と一部異なる場合があります。また仕様は予告なく変更することがあります。

お問い合わせ先

3825C1-02 (1199)

写真位置図

縮尺 1/1,000



①



申請地北東側より撮影

②



申請地東側より撮影

③



申請地北側より撮影

④



申請地南側より撮影